

兵庫県公報

平成21年2月27日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁本庁文書管理規程及び企業庁地方機関処務規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院局本庁文書管理規程及び病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程	1
県議会訓令	
○ 兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令	2

企業庁管理規程

企業庁本庁文書管理規程及び企業庁地方機関処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成21年2月27日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業庁本庁文書管理規程及び企業庁地方機関処務規程の一部を改正する管理規程

(企業庁本庁文書管理規程の一部改正)

第1条 企業庁本庁文書管理規程(昭和61年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「、特別送達若しくは配達記録」を「若しくは特別送達」に改める。

様式第1号中「・配達記録」を削る。

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

第2条 企業庁地方機関処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「、特別送達若しくは配達記録」を「若しくは特別送達」に改める。

附 則

この管理規程は、平成21年3月1日から施行する。

病院局管理規程

病院局本庁文書管理規程及び病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成21年2月27日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第1号

病院局本庁文書管理規程及び病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程

(病院局本庁文書管理規程の一部改正)

第1条 病院局本庁文書管理規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「、特別送達若しくは配達記録」を「若しくは特別送達」に改める。

様式第1号中「・配達記録」を削る。

(病院局地方機関処務規程の一部改正)

第2条 病院局地方機関処務規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「、特別送達若しくは配達記録」を「若しくは特別送達」に改める。

附 則

この管理規程は、平成21年3月1日から施行する。

県 議 会 訓 令

兵庫県議会訓令第1号

議会事務局

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 2月27日

兵庫県議会議長 釜 谷 研 造

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局文書管理規程（平成14年兵庫県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「、特別送達若しくは配達記録」を「若しくは特別送達」に改める。

様式第1号中「・配達記録」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年 3月 1日から施行する。